

※ 本記載要領は令和6年8月に改正しました。変更点には下線を引いています。申告書作成にあたっては、変更点に留意いただきますようお願いいたします。  
なお、令和6年8月31日以後に終了する事業年度から適用します。

## 『医療法人等に係る課税所得金額の計算書（所得配分方式）』記載要領 高知県

この計算書は、地方税法第72条の23第2項の規定の適用を受ける次の医療法人等が、法人事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する際に、課税所得金額を所得配分方式で算定する場合に、地方税法施行規則第6号様式別表5の明細書として作成し添付してください。

- 医療法第39条に規定する医療法人
- 租税特別措置法第67条第1項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受けない医療法人
- 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会

### 【所得配分方式】

医療保健業等を通じて算定した所得等を社会保険診療収入とその他の収入金額の割合であん分したうえで、社会保険診療に係る所得等を算定し、医療保健業を通じて算定した所得等から当該所得等を控除して課税標準とすべき所得等を算定する方法。

### 【添付書類】

この計算書の提出にあたっては、次の各書類を添付してください。

- (1) 貸借対照表、損益計算書
- (2) 法人税法施行規則別表四
- (3) 雑収入の内訳書
- (4) 除外収入の明細書（別記1-1又は任意様式）

### 【記載方法】

この計算書は、以下の記載要領に従って記載してください。

まず、先に「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」を作成してから、「Ⅰ社会保険診療に係る課税除外所得金額等の計算」を作成します。

### 〔注意事項〕

法人税法施行規則別表四で加算又は減算した収入金額は損益計算書の勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。

法人税の修正申告、更正・決定により加算又は減算された収入金額についても、損益計算書の勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。

【記載要領】

I 社会保険診療に係る課税除外所得金額等の計算

欄	記載の仕方及び留意事項
計算の基礎となる所得金額①	地方税法施行規則第6号様式別表5の「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑩」欄の金額を記載します。(欠損金額である場合は、金額の頭に△印をつけ記載します。)
土地等の譲渡がある場合の土地等譲渡所得金額②	<p>①欄の所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を含む。）の譲渡損益がある場合には、土地等の譲渡収入から取得価格及び譲渡費用を控除した土地譲渡所得金額を記載します。</p> <p>ただし、土地の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損益算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めません。</p> <p>また、有価証券売却益、贈与・寄付金・受贈益等の収入がある場合、軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割以下）を除き、②欄へ記載します。</p>
土地等譲渡所得を控除した所得金額③	上記「①－②」の金額を記載します。
社会保険診療等に係る収入金額④	「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」の（ア）欄の金額を転記します。
医療保健業に係る総収入金額⑤	「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」の（ウ）欄の金額を転記します。
医療保健業以外の事業を行っている場合のその収入金額⑥	<p>原則として医療保健業以外の事業を行うことが認められている特別医療法人、医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会が行う医療保健業以外の事業に係る収入金額を記載します。</p> <p>医療保健業以外の事業が社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもの（収入金額が医療保健業の総収入金額の1割程度以下）で、医療保健業の付帯事業として行われている場合は、「Ⅱあん分計算の基礎となる収入金額の明細」の「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額」の「その他の付帯事業・付随収入」に記載します。</p>

欄	記載の仕方及び留意事項
⑦～⑩	<p>医療保健業以外の事業は行っていない場合</p> <p>ア. ⑥、⑧、⑨、⑩の欄は記載不要です。</p> <p>イ. ⑦欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{③土地等譲渡所得を控除した所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{④社会保険診療等に係る収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}</math> </div> <p>医療保健業と医療保健業以外の事業を併せて行っている場合</p> <p>1. 各々の所得を区分算定している場合</p> <p>ア. ⑨欄に区分算定している医療保健業の所得金額を記載します。</p> <p>イ. ⑩欄に「③－⑨」の金額を記載します。</p> <p>ウ. ⑦欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{⑨ 区分算定している場合の医療保健業の所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{④社会保険診療等に係る収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}</math> </div> <p>2. 各々の所得を区分算定していない場合</p> <p>ア. ⑧欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{③土地等譲渡所得を控除した所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額} + \text{⑥医療保健業以外の事業を行っている場合のその収入金額}} \times \frac{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}</math> </div> <p>イ. ⑩欄に「③－⑧」の金額を記載します。</p> <p>ウ. ⑦欄に次の計算式で算出した金額を記載します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\frac{\text{⑧ あん分計算により算定した医療保健業の所得金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}} \times \frac{\text{④社会保険診療等に係る収入金額}}{\text{⑤医療保健業に係る総収入金額}}</math> </div> <p>(注意) <u>1円未満の端数がある場合は、最後に切り捨てます。</u></p>

## II あん分計算の基礎となる収入金額の明細

欄	記載の仕方及び留意事項
社会保険診療等に係る収入金額（ア）	<p>地方税法第72条の23第3項に規定する、社会保険関係各法に基づく給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて支払いを受けるべき次の金額を適用された法律ごとに記載します。</p> <p>ア. 保険者から支払いを受けるべき金額（査定損益については、通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。）</p> <p>イ. 被保険者から支払いを受ける一部負担金（入院時食事療養費、家族療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。）</p> <p>ウ. 社会保険各法に係る医療費を被保険者に代わって、県・市町村等から支払いを受けた金額</p>
社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）	<p>「社会保険診療等に係る収入金額（ア）」以外の収入金額を項目ごとに記載します。いずれの項目にも該当しないものは、空欄を使用して記載します。</p> <p><u>ただし、別紙「あん分計算の基礎となる収入金額の計上区分」の「(ア) と (イ) どちらにも含まない収入」に該当するものは、当該収入金額に含みません。</u></p> <p><u>〔消費税等に係る留意事項〕</u></p> <p><u>(1) 税込経理により収入金額に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、その消費税額は「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」に含めません。</u></p> <p><u>【記載方法】 消費税申告書（第二表）の②から⑥の欄に記載した金額に対し、消費税率（地方消費税の税率を含みます。）を掛けて算出した金額に相当する金額を、控除額（△の数字）として「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」欄に記載してください。ただし、「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」に含めなかった収入金額に対応する消費税額は控除額としないでください。</u></p> <p><u>(2) 益金に計上した還付消費税額は「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」に含めません。</u></p> <p><u>ただし、税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」に含めません。</u></p>
医療保健業に係る総収入金額（ウ）	<p>「社会保険診療等に係る収入金額（ア）」＋「社会保険診療分を除く医療保健業に係る収入金額（イ）」の金額を記載します。</p>